

平成 23 年度

# 事業年報

財団法人 三重県小動物施設管理公社

〒514-1254

三重県津市森町 2438-2

☎ 059-256-4168

FAX 059-256-4168

E-mail: [syodobut.kosya@sepia.ocn.ne.jp](mailto:syodobut.kosya@sepia.ocn.ne.jp)

## はじめに

狂犬病予防及び動物愛護管理業務の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、地域社会の変容、個人の価値観の多様化といった環境変化の中で、飼い主責任の不徹底や動物に関する知識の不足などによるトラブル事例も後を絶ちません。

このような状況において、人への危害防止を中心とした「管理」から、動物の習性等を理解したうえでの「愛護管理」へとといった視点の転換が重要であり、多様な主体による取組の充実、県民一人ひとりの動物愛護意識の高揚などが求められるところです。

人が動物に対して抱く気持ちは様々ですが、命に対する畏敬の念や、他者に対する思いやりの心を持つことは誰にとっても大切なことです。

当公社では、野犬捕獲、処分業務等の通常業務のほかに、県、獣医師会等と協働し、幼稚園児、小学生を対象とした「動物を愛護する心の啓発事業」を積極的に実施し、41回開催することができました。この事業は、マスコミでも取り上げていただき、大変好評を頂いています。

「犬の譲渡事業」につきましては関係者の方々のご協力のもと昨年度の42頭を上回る53頭の譲渡が成立しました。新たに平成24年2月から「猫の譲渡事業」も開始したところです。

このような活動の結果、犬の殺処分頭数は、790頭と昨年度よりも大幅に減少し、当公社の地道な取組みがあらわれてきたものと考えております。

また、4月12日には、県及び（公社）三重県獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結したところであり、今後も動物愛護管理の拠点施設として、県民にとって魅力あるものにしていきたいと思っていますので今後ともご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成24年6月

(財) 三重県小動物施設管理公社  
常務理事 村田 耕一郎

# 公 社 の 機 構

## (1) 役 員

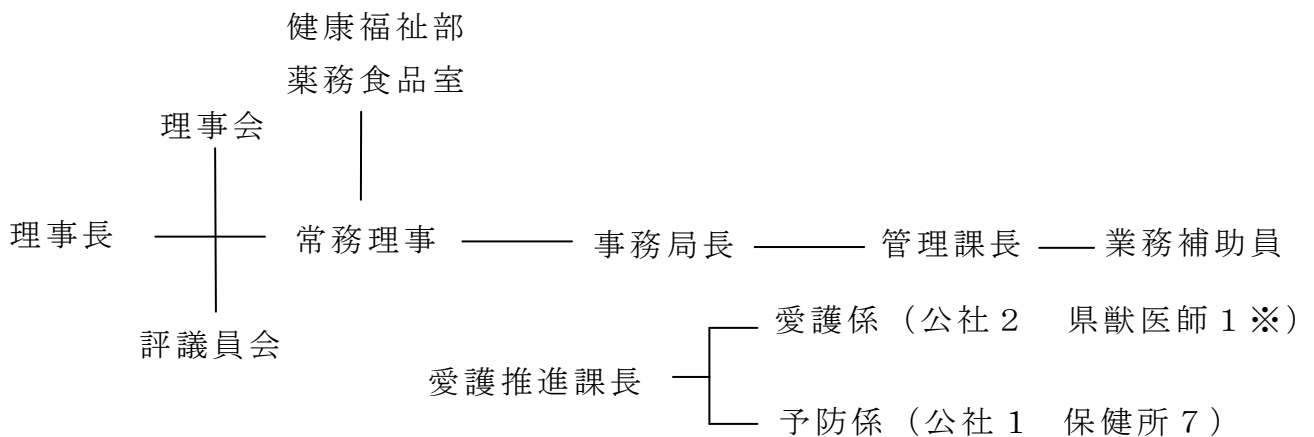
理 事 長	1
副 理 事 長	1
常 務 理 事	1
理 事	3
監 事	2

## (2) 評 議 員

委 員	6
-----	---

## (3) 職 員

事 務 局 長	1
管 理 課 長	1 (兼務)
愛 護 推 進 課 長	1 (兼務)
狂 犬 病 予 防 技 術 員	1 1
事 務 補 助 員	1

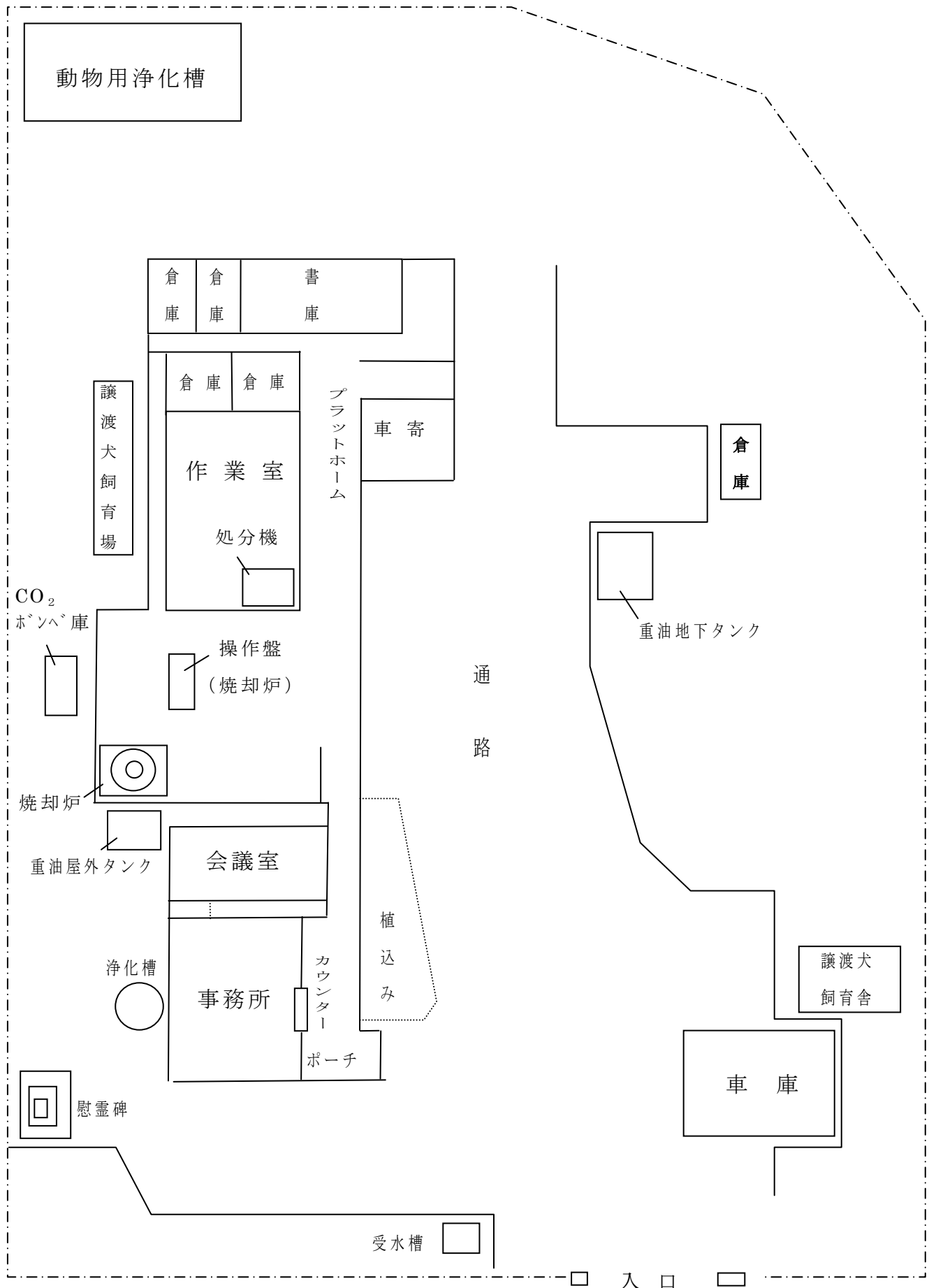


※県獣医師の派遣までは、常務理事が愛護推進課長を兼務。

## 施 設 の 概 要

所 在 地	三重県津市森町 2438 番地の 2		
敷地面積	8,000 m <sup>2</sup>		
建 物	管理棟	鉄筋コンクリート平屋建て (120 m <sup>2</sup> ) 事務室、書庫、湯沸室、浴室、会議室	
	業務棟	鉄筋コンクリート平屋建て (296.3 m <sup>2</sup> ) 焼却設備設置・物品倉庫 4 室 作業室 17 m <sup>2</sup> ×1 その他 車庫、ボンベ庫、倉庫	
設 備	焼却設備	1 式 (二次燃焼式完全無煙屋外無煙突型)	
	CO <sub>2</sub> 装置	1 式	
	処分機	1 式	
	動物用保冷庫	1 基	
そ の 他	焼却用燃料地下タンク	( 5 kl)	
	焼却用燃料屋外タンク	( 1 . 9 kl)	
	動物用浄化槽		

平面図

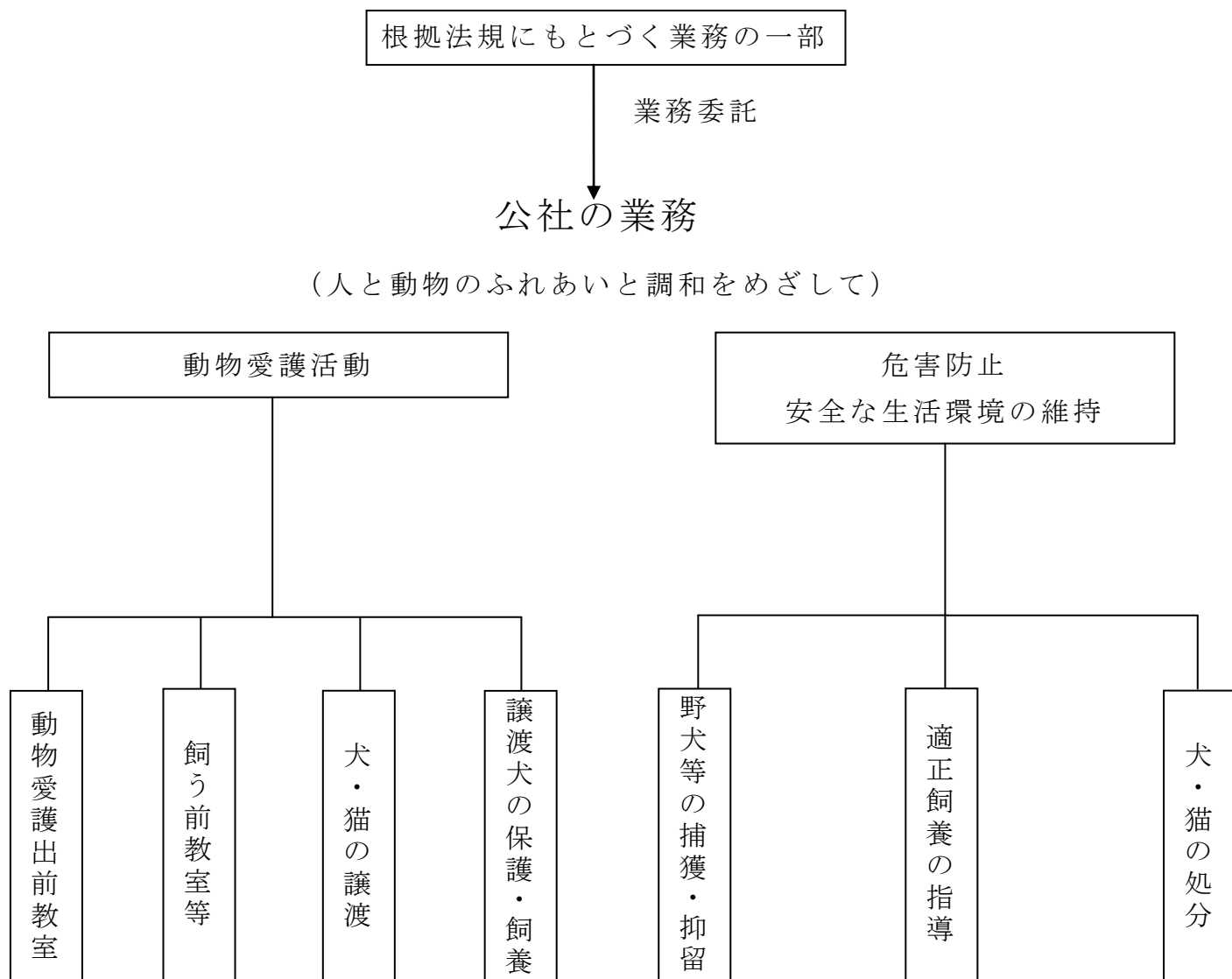


# 事業の概要

## 事業運営の基本方針

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、県及び四日市市の実施する施策の一部を公社が委託を受け、県等の指導、監督のもとに事業を実施し、犬による危害の発生防止とともに、県民の動物愛護精神の高揚を図ること。

## 【県の施策体系】



## 事業内容

三重県等との業務委託契約に基づき、各保健所で野犬等の捕獲・抑留と犬・猫の引き取りを行いました。また、これら犬・猫の回収と処分を実施しました。

### 【回収実績】

公社等による回収

すべての保健所に収容している犬・猫の回収

○北勢・中勢コース：桑名・四日市市・鈴鹿・津【週1回】

○南勢コース：松阪・伊勢・志摩・伊賀【週1回】

○紀州コース：尾鷲・熊野【週1回】

回収した犬猫は合計で、3,836頭匹であり、月平均で320頭匹となっています。この内訳は、犬が842頭（前年度比106頭の減）、猫は2,994匹（前年度比397匹の）でした。

### 【地区別回収頭数】

回収頭数（犬） 842頭



回収頭数（猫） 2,994匹

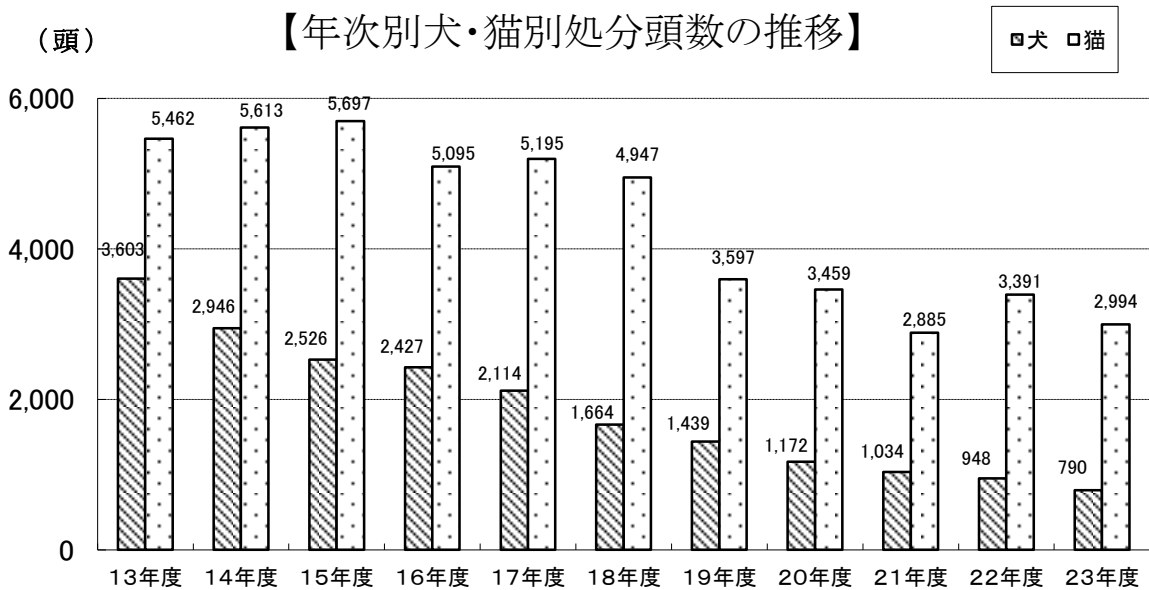


▣北勢

▣中勢

▣南勢

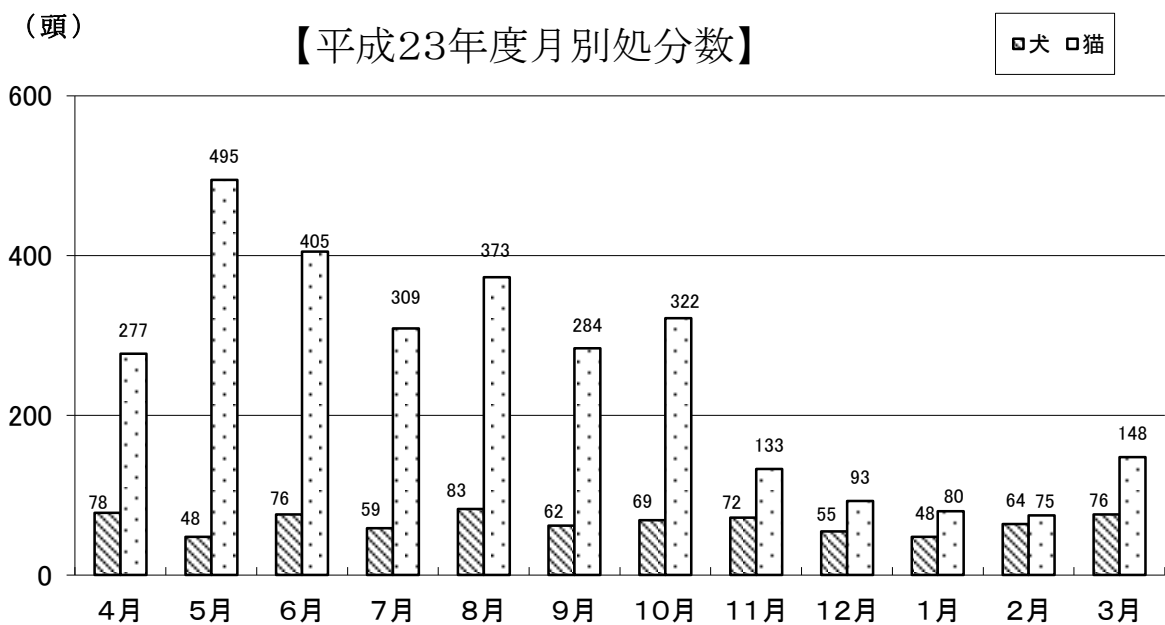
▣紀州



(年次)

## (2) 処分実績

回収した犬・猫は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）で安楽死させた後、焼却処分を行いました。その数は、前年度より犬が158頭減の790頭、猫は397匹減の2,994匹でした。



(月)



### (3) 野犬等の保護、抑留

委託契約及び三重県狂犬病予防技術員（公社職員）取扱要綱に基づき、狂犬病予防技術員7名を各保健所に駐在させ、野犬等の保護、抑留業務を行いました。

#### 【駐在保健所】

保健所	桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲
駐在職員数	1	1	1	1	1	1	1
管轄保健所	桑名	鈴鹿	津	松阪	伊勢 (志摩)	伊賀	尾鷲 熊野

#### 【犬・猫の地区別抑留・収容数】

	北勢	中勢	南勢	紀州	合計
犬	501	230	400	90	1,221
猫	1,097	531	830	571	3,029
計	1,598	761	1,230	661	4,250
割合	37.6%	17.9%	28.9%	15.6%	100.00%

## 動物愛護事業

動物の愛護及び管理に関する法律、三重県動物の愛護及び管理に関する条例の主旨に基づき、飼い主に対して終生飼養、適正飼養の啓発を行い、生命尊重の気運と動物福祉の向上に寄与するため、次の事業を行いました。

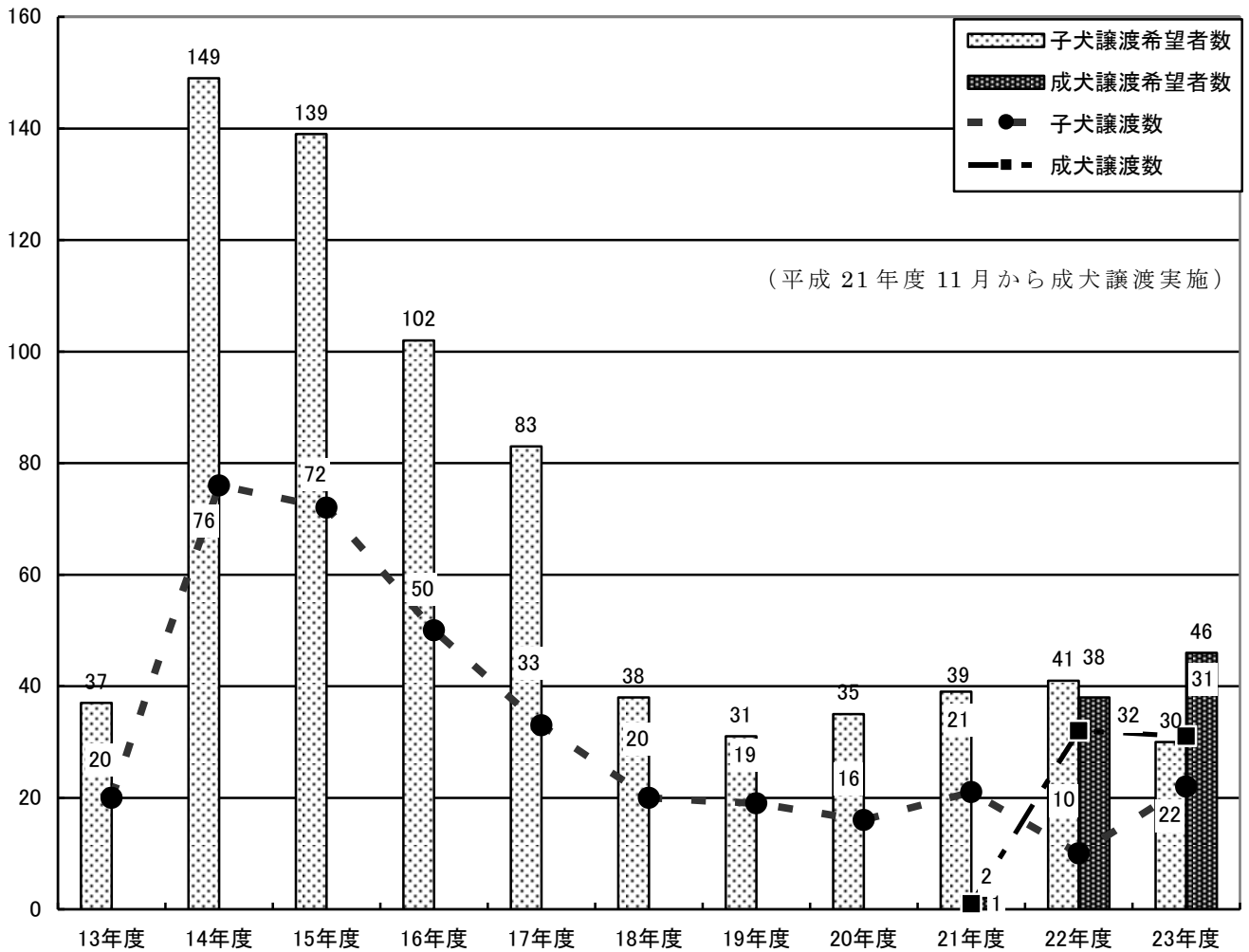
#### 【犬の譲渡事業】

各保健所に収容された犬を、公益社団法人三重県獣医師会小動物部会の協力を得て、飼育を希望する県民の皆さんに譲渡しました。

譲渡の方法は、飼育希望者が保健所で、飼育環境、家族構成などについてヒアリングを受けた後、飼養事前講習会の申込書を提出していただきます。その後開催される講習会（2時間程度）を終了された方から譲渡申込をいただき受け付け順に譲渡をおこなっていきます。

譲渡後は初回のみ無料の健康診断と予防接種を公益社団法人三重県獣医師会小動物部会所属の動物病院で受けることができます。

## 【犬の譲渡申込者数と譲渡数の推移】



## 【啓発事業】

三重県と共同で、人と動物とのかかわりについて学ぶ機会と動物愛護管理意識の高揚に向けた啓発を充実させるため、出前教室などの事業を行いました。

危害防止啓発	動物愛護啓発		合計
	出前教室	施設見学	
30 回	4 回	7 回	41 回
1,514 名	150 名	68 名	1,732 名

様式 1)

三重県動物飼う前教室受講申込書

平成 年 月 日

三重県

保健所長 様

住 所

---

氏 名

---

電 話 (自宅)

---

三重県動物飼う前教室への受講を申込みます。

受講希望保健所；

---

- 子犬の譲渡を申し込む予定です。
- 成犬の譲渡を申し込む予定です。
- 犬の譲渡を申し込む予定は今のところありません。

子犬譲渡申込書

平成 年 月 日

三重県 保健所長 様

ふりがな

住 所

ふりがな

氏 名

年齢

電話番号 (自宅)

(日中連絡可能な連絡先)

別添誓約書の誓約事項を遵守しますので、犬の譲渡を申し込みます。なお、犬を飼うにあたっての飼育環境等は下記のとおりです。

記

1 犬を飼うにあたっての家族の同意 (該当する項目に○をして下さい。)

イ 家族全員が合意している                      ロ 家族の中に同意していない者がいる。

2 犬を希望する理由

3 飼育環境 (該当する項目に○をして下さい。)

1) 現在の犬の飼育状況

有り ( 匹)                      無し

2) 飼育予定場所

イ 室内

ロ 室外                      室外の場合のけい留方法    i 鎖等につないで飼う

ii おりの中で飼う

iii 柵等の囲いの中で放して飼う

3) 主に世話をを行う人 (健康状態については該当する項目に○をして下さい。)

氏名                      年齢                      健康状態                      良                      否

4) 住宅の状況 (該当する項目に○をして下さい。)

イ 持ち家                      ロ それ以外

ロの場合、犬を飼うことへの制約・決め事の有無                      有                      無

注意事項 1 申し込みにあたって犬の種類、性別、毛色の指定は出来ません。譲渡犬は通常雑種で中型犬になります。  
2 「飼う前教室」の修了証書を添付して下さい。  
3 記載事項が条件に合致しない場合は、申込を取り消させていただくことがあります。  
4 この件に関する連絡は今後 (財)三重県小動物施設管理公社からさせていただきます。(TEL 059-256-4168)  
5 申込書に記載していただく個人情報は目的以外には使用しません。

成犬譲渡申込書

平成 年 月 日

三重県 保健所長 様

ふりがな

住 所

ふりがな

氏 名

年齢

電話番号 (自宅)

(日中連絡可能な連絡先)

別添誓約書の誓約事項を遵守しますので、犬の譲渡を申し込みます。なお、犬を飼うにあたっての飼育環境等は下記のとおりです。

記

1 犬を飼うにあたっての家族の同意 (該当する項目に○をして下さい。)

イ 家族全員が合意している                      ロ 家族の中に同意していない者がいる。

2 犬を希望する理由

3 飼育を希望する犬の体格 (該当する項目に○をして下さい)

4 飼育環境 (該当する項目に○をして下さい。)

1) 現在の犬の飼育状況

有り ( 匹)                      無し

2) 飼育予定場所

イ室内

ロ室外                      室外の場合のけい留方法    i 鎖等につないで飼う

ii おりの中で飼う

iii 柵等の囲いの中で放して飼う

3) 主に世話をを行う人 (健康状態については該当する項目に○をして下さい。)

氏名                      年齢                      健康状態                      良                      否

4) 住宅の状況 (該当する項目に○をして下さい。)

イ持ち家                      ロそれ以外

ロの場合、犬を飼うことへの制約・決め事の有無                      有                      無

注意事項

- 1 申し込みにあたって犬の種類、性別、毛色の指定は出来ません。
- 2 「飼う前教室」の修了証書を添付して下さい。
- 3 記載事項が条件に合致しない場合は、申込を取り消させていただくことがあります。
- 4 申込書に記載していただく個人情報には目的以外には使用しません。

お問い合わせ

(財)三重県小動物管理公社 (三重県動物愛護管理センター)

〒514-1254 津市森町2438-2

TEL 059-256-4168                      FAX059-256-4168

## 子 犬 譲 渡 誓 約 書

犬を譲渡していただいたら、下記の事項を遵守して地域の模範となる飼い主になることを誓約します。

### 記

- [ 1 ] 愛情を持って終生飼養します。
- [ 2 ] 譲り受けたのち 1 ヶ月以内に犬の登録と狂犬病予防注射を行います。
- [ 3 ] 譲り受けたのち 6 ヶ月以内に避妊手術又は去勢手術を行います。
- [ 4 ] マイクロチップ等の方法で自己所有の犬であることを明示します。
- [ 5 ] 必ずけい留を行い、人の生命、身体、財産に危害を加えないよう管理します。
- [ 6 ] 犬の習性・生理・生態を理解し、適切に飼養管理し、また、飼育環境を快適に保ち、他人に迷惑のかからないようにします。
- [ 7 ] 健康管理に気を付け、動物が病気になったり、怪我をした時は、動物病院で適切な治療を受けさせます。
- [ 8 ] 動物の愛護及び管理に関する法律、三重県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等の関係法令を遵守します。
- [ 9 ] 複数の犬は飼いません。
- [ 10 ] 譲り受けた犬を転売したり、他人の代わりに譲受したりしません。
- [ 11 ] やむを得ず飼養が困難になった場合は、責任を持って次の飼い主を探します。
- [ 12 ] 譲渡後に行われる（財）三重県小動物施設管理公社の調査に協力します。
- [ 13 ] 上記事項や関係法令が守られていない等で（財）三重県小動物施設管理公社から犬の返還を求められた場合は速やかに返還します。
- [ 14 ] 譲り受けた犬に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその犬により問題が起きた場合、本制度の実施機関の責任は問いません。

平成 年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_

## 成 犬 譲 渡 誓 約 書

犬を譲渡していただいたら、下記の事項を遵守して地域の模範となる飼い主になることを誓約します。

### 記

- [ 1 ] 愛情を持って終生飼養します。
- [ 2 ] 狂犬病予防法に基づき犬の登録と狂犬病予防注射を行います。
- [ 3 ] 避妊・去勢手術をしていない犬の譲渡を受ける場合、避妊手術又は去勢手術を行います。
- [ 4 ] マイクロチップ等の方法で自己所有の犬であることを明示します。
- [ 5 ] 必ずけい留を行い、人の生命、身体、財産に危害を加えないよう管理します。
- [ 6 ] 犬の習性・生理・生態を理解し、適切に飼養管理し、また、飼育環境を快適に保ち、他人に迷惑のかからないようにします。
- [ 7 ] 健康管理に気を付け、動物が病気になったり、怪我をした時は、動物病院で適切な治療を受けさせます。
- [ 8 ] 動物の愛護及び管理に関する法律、三重県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等の関係法令を遵守します。
- [ 9 ] 譲り受けた犬を転売したり、他人の代わりに譲受したりしません。
- [ 10 ] やむを得ず飼養が困難になった場合は、責任を持って次の飼い主を探します。
- [ 11 ] 譲渡後に行われる(財)三重県小動物施設管理公社の調査に協力します。
- [ 12 ] 上記事項や関係法令が守られていない等で(財)三重県小動物施設管理公社から犬の返還を求められた場合は速やかに返還します。
- [ 13 ] 譲り受けた犬に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその犬により問題が起きた場合、本制度の実施機関の責任は問いません。
- [ 14 ] 試験飼養中であっても、その犬の占有者としての責任を十分に自覚し、適切に飼養管理します。
- [ 15 ] 元の飼い主が判明した場合、当事者間で解決します。

平成 年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_

[資料]

平成22年度 収支計算書  
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

単位:円

I. 収入の部

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
1. 基本財産運用収入	20,000	10,000	10,000	
利息収入	20,000	10,000	10,000	基本財産定期預金利息
2. 補助金等収入	120,093,000	115,164,458	4,928,542	
三重県受託事業収入	102,354,000	98,238,667	4,115,333	
四日市市受託事業収入	17,739,000	16,925,791	813,209	
3. 雑収入	365,000	476,848	-111,848	
受取利息	358,000	145,936	212,064	歳計金運用利息
雑収入	7,000	330,912	-323,912	廃鋼材売却収入及び電柱土地使用料等
当期収入合計(A)	120,478,000	115,651,306	4,826,694	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	120,478,000	115,651,306	4,826,694	□

II. 支出の部

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
1. 事業費	106,072,000	102,043,543	4,028,457	
給料手当等	87,216,000	83,302,423	3,913,577	給料諸手当・社会保険料等
臨時雇賃金	1,649,000	1,626,810	22,190	事務補助員賃金
旅費交通費	824,000	821,030	2,970	捕獲・回収・引取等旅費
通信運搬費	495,000	494,414	586	電話料、ITネット使用料等
消耗品費	2,082,000	2,078,732	3,268	炭酸ガス、作業衣等、犬舎建築材料等
印刷製本費	0	0	0	
修繕費	3,743,000	3,724,165	18,835	車検整備、焼却炉パッキン張替工事等
燃料費	1,219,000	1,206,416	12,584	焼却炉用燃料、回収車用燃料等
光熱水費	1,392,000	1,379,182	12,818	電力料、LPガス、水道料
損害保険料	257,000	251,930	5,070	自動車保険料、火災保険料
租税公課	93,000	87,800	5,200	自動車重量税
手数料	457,000	451,359	5,641	浄化槽保守点検、地下タンク検査等
使用料賃借料	70,000	64,250	5,750	高速道路使用料
委託費	5,775,000	5,774,212	788	業者回収委託料等
備品購入費	0	0	0	
車輛運搬具	800,000	780,820	19,180	啓発事業用軽自動車
2. 管理費	1,782,000	1,710,974	71,026	
会議費	19,000	0	19,000	会議室使用料
報酬	20,000	20,000	0	会計監査 監事謝金
旅費交通費	182,000	179,880	2,120	職員研修旅費等
通信運搬費	13,000	9,140	3,860	切手、書留料
消耗品費	180,000	173,854	6,146	法規集追録代、事務用品
印刷製本費	50,000	43,260	6,740	事業年報
租税公課	1,027,000	1,018,600	8,400	固定資産税
雑費	215,000	190,428	24,572	職員検診、しつけインストラクター受講料等
支払負担金	76,000	75,812	188	社会保険協会、DCカード等年会費
3. 特定預金	7,826,000	7,421,189	404,811	
支出				
退職給付引当				
預金支出	5,110,000	5,110,000	0	
減価償却引当				
預金支出	2,716,000	2,311,189	404,811	
4. 消費税	4,798,000	4,475,600	322,400	
支払消費税	4,798,000	4,475,600	322,400	受託料に係る消費税及び地方消費税
当期支出合計(C)	120,478,000	115,651,306	4,826,694	
当期収支差額(A-C)		0		
次期繰越収支差額(B-C)		0		

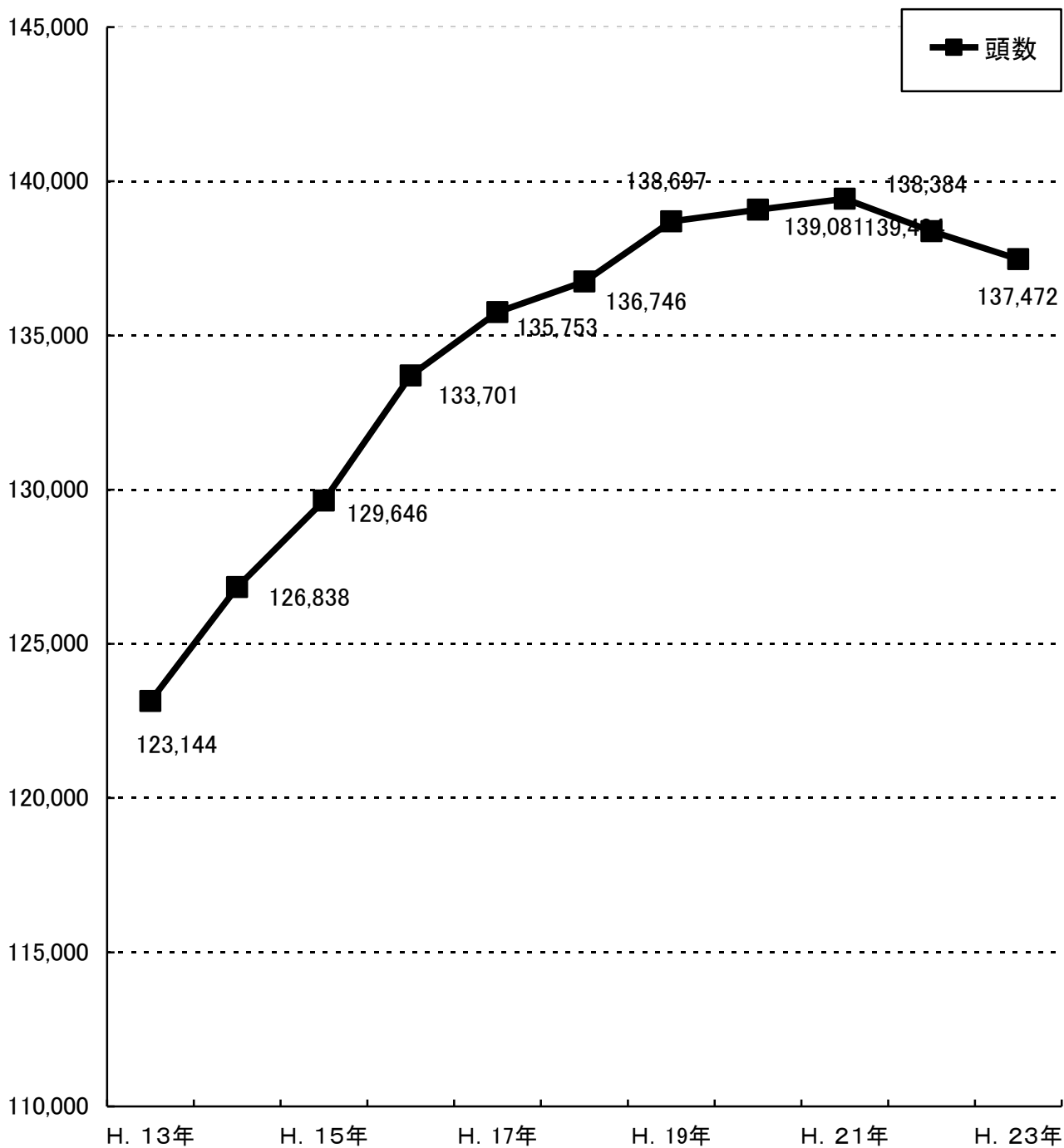


**貸借対照表**  
(平成23年3月31日現在)

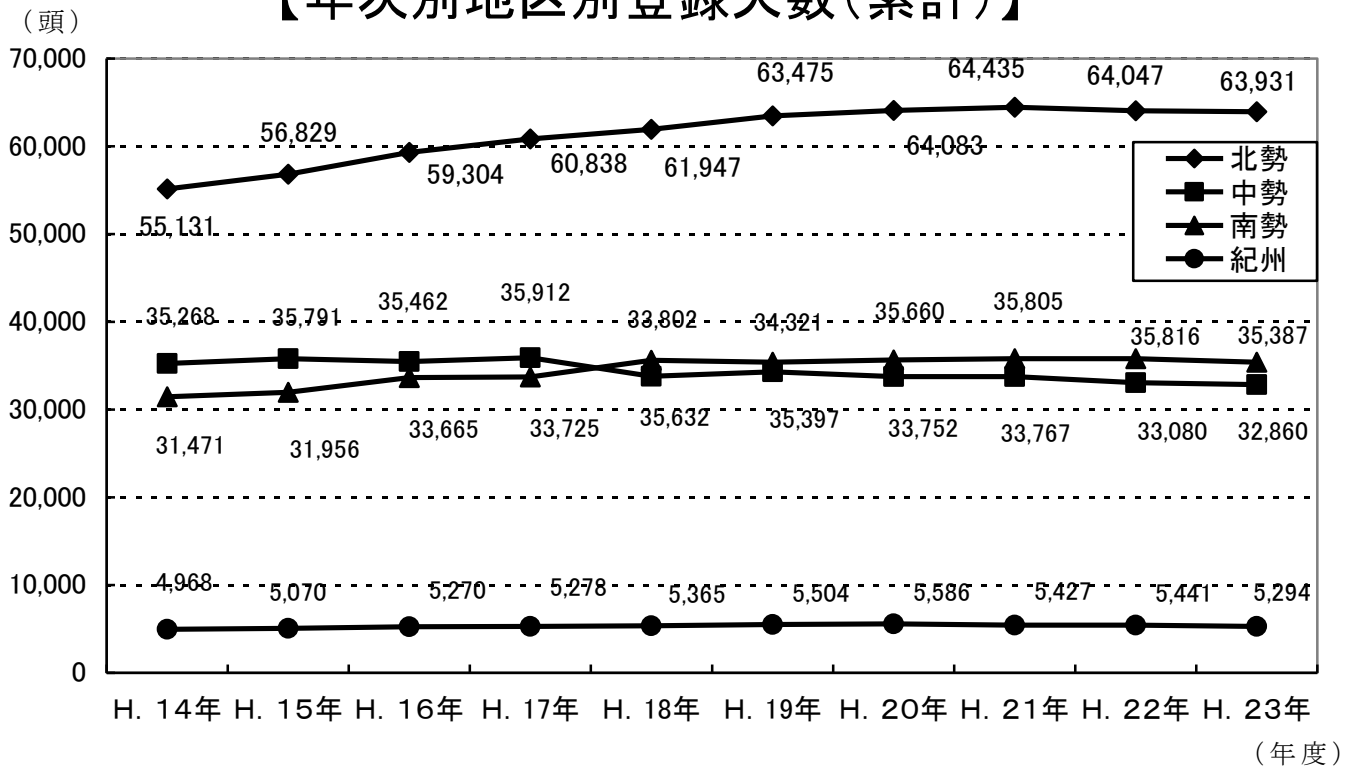
(単位:円)

		22年度	21年度	増減
<b>I 資産の部</b>				
1.流動資産				
	現金預金	10,556,930	4,345,872	6,211,058
	未収金	88,334	865,616	-777,282
	流動資産合計	10,645,264	5,211,488	5,433,776
2.固定資産				
(1)基本財産				
	定期預金	10,000,000	10,000,000	0
	基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2)特定資産				
	減価償却引当資産	101,725,171	99,469,982	2,255,189
	退職給付引当資産	15,258,560	10,148,560	5,110,000
	特定資産合計	116,983,731	109,618,542	7,365,189
(3)その他固定資産				
	□			
	土地	55,564,526	55,564,526	
	建物	10,149,388	11,556,679	-1,407,291
	建物付属設備	885,945	891,968	-6,023
	機械設備	14,422,922	14,906,697	-483,775
	車両運搬具	1,179,820	399,000	780,820
	備品	2,476,738	2,890,838	-414,100
	その他固定資産合計	84,679,339	86,209,708	-1,530,369
	固定資産合計	211,663,070	205,828,250	5,834,820
	資産合計	222,308,334	211,039,738	11,268,596
<b>II 負債の部</b>				
1.流動負債				
	未払金	5,460,136	4,103,095	1,357,041
	預り金	1,069,795	888,842	180,953
	仮受金	4,115,333	219,551	3,895,782
	流動負債合計	10,645,264	5,211,488	5,433,776
2.固定負債				
	退職給付引当金	15,258,560	10,148,560	5,110,000
	固定負債合計	15,258,560	10,148,560	5,110,000
	負債合計	25,903,824	15,360,048	10,543,776
<b>III 正味財産の部</b>				
1.指定正味財産				
	土地	55,564,526	55,564,526	0
	定期預金	10,000,000	10,000,000	0
	指定正味財産合計	65,564,526	65,564,526	0
	(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	0
2.一般正味財産				
	(うち特定資産への充当額)	(116,983,731)	(109,618,542)	(93,008,878)
	正味財産合計	196,404,510	195,679,690	724,820
	負債及び正味財産合計	222,308,334	211,039,738	11,268,596

# 三重県における登録犬数の推移（累計）

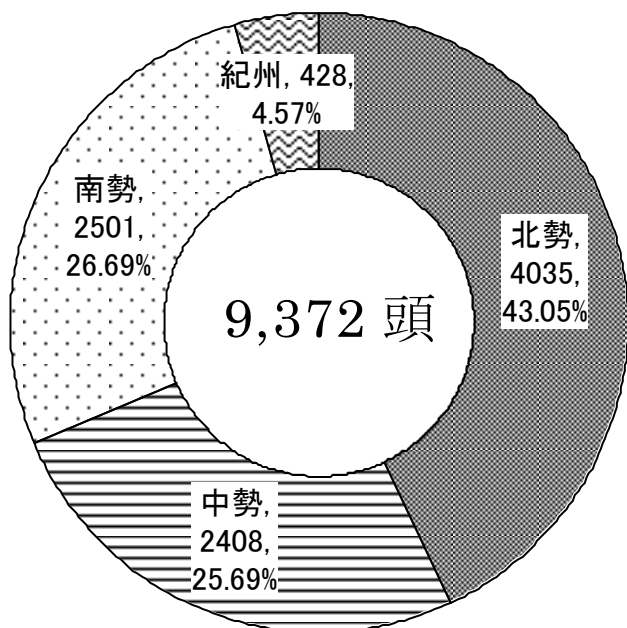


## 【年次別地区別登録犬数(累計)】

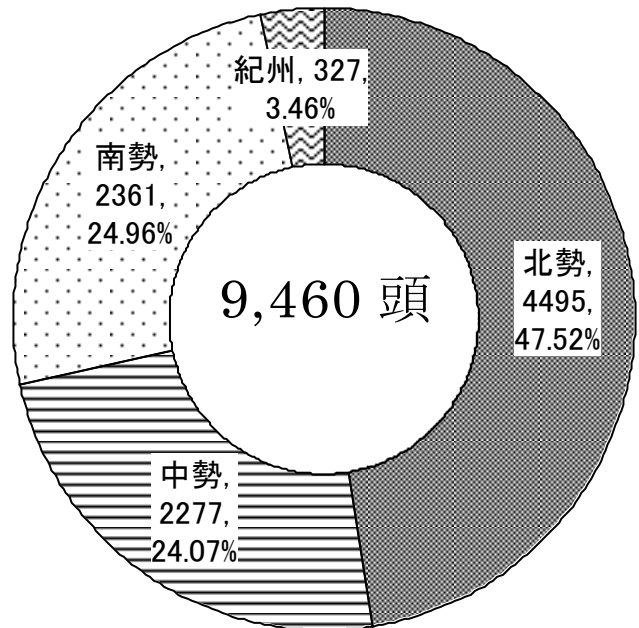


## 【平成23年度 地区別新規登録及び死亡届数】 (単位：頭)

《死亡届》



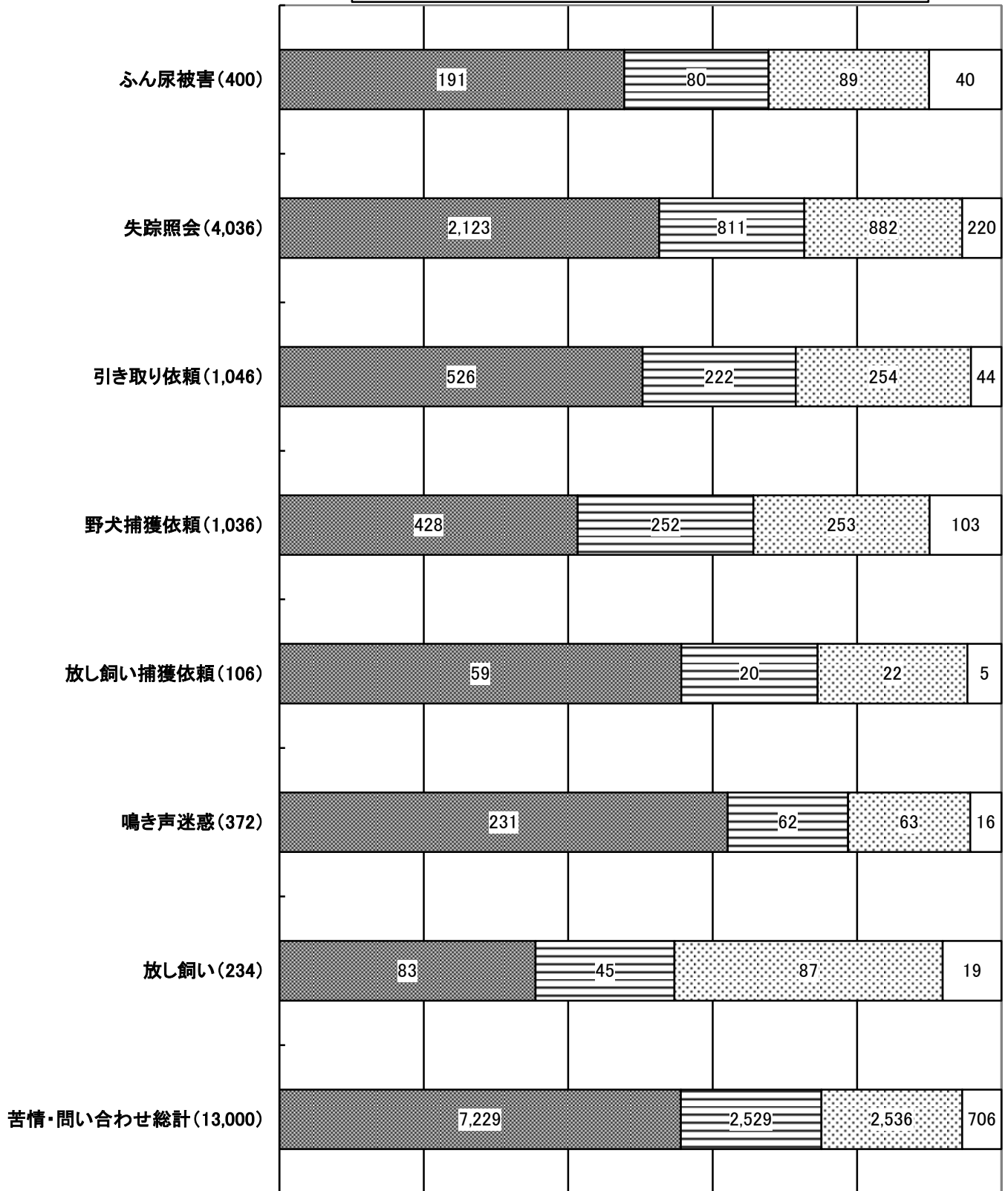
《新規登録》



【平成 23 年度

地区別犬猫等苦情問合わせ等の主な内訳】

■北勢地区 □中勢地区 ▨南勢地区 □紀州地区



その他 (5,770)

譲渡、咬傷事故、死亡・負傷犬猫 等

【平成23年度 保健所別月別収容及び処分数】

【犬】

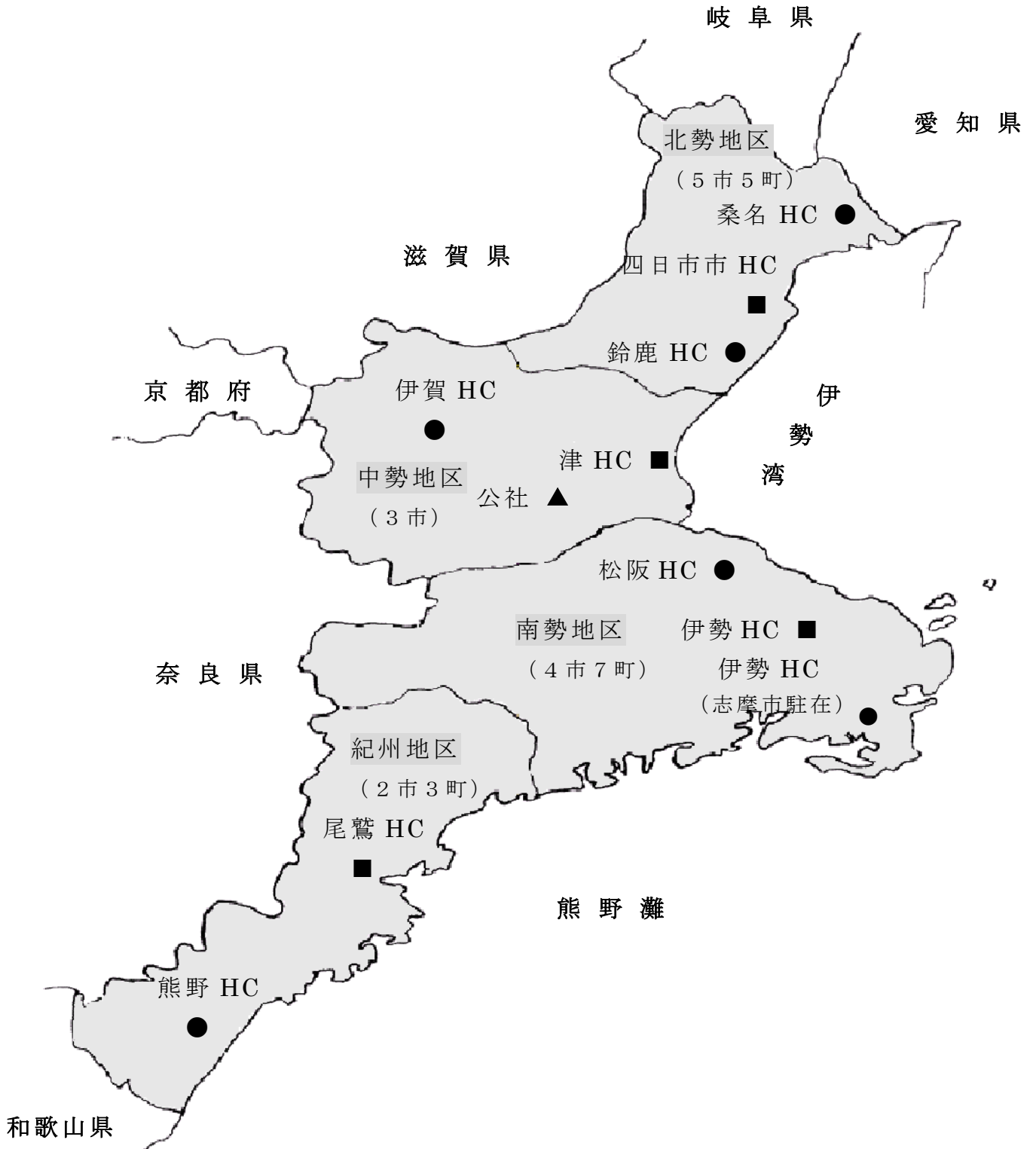
月別	桑名	四日市	鈴鹿	津	松坂	伊勢	志摩市 駐在	伊賀	尾鷲	熊野	収容計	公社処分計
4	27	12	12	11	16	11	10	8	3	4	114	78
5	15	16	5	8	11	10	7	4	2	5	83	48
6	17	5	9	18	8	18	12	12	2	1	102	76
7	14	13	12	9	12	16	9	11	3	9	108	59
8	28	20	17	14	17	4	7	6	2	7	122	83
9	10	8	10	15	14	23	6	12	3	1	102	62
10	11	24	11	8	19	5	8	11	2	8	107	69
11	32	10	6	10	13	18	3	9	0	3	104	72
12	18	12	12	8	5	8	17	2	3	6	91	55
1	17	6	10	5	10	3	9	4	1	6	71	48
2	22	16	10	4	7	13	10	8	2	6	98	64
3	16	9	9	14	17	11	13	19	3	8	119	76
計	227	151	123	124	149	140	111	106	26	64	1221	790

【猫】

月別	桑名	四日市	鈴鹿	津	松坂	伊勢	志摩市 駐在	伊賀	尾鷲	熊野	収容計	公社処分計
4	29	19	47	9	11	21	35	25	70	16	282	277
5	95	69	31	45	40	47	38	58	35	51	509	495
6	49	55	55	24	39	30	25	49	34	48	408	405
7	56	19	45	23	23	36	31	40	23	17	313	309
8	51	47	47	46	37	47	28	45	14	13	375	373
9	32	35	45	21	38	23	26	24	26	15	285	284
10	32	34	39	32	20	49	35	26	26	30	323	322
11	11	12	22	13	7	12	12	9	12	24	134	133
12	12	15	8	2	3	10	14	4	12	15	95	93
1	9	10	0	3	2	13	7	13	2	22	81	80
2	4	9	3	0	10	10	4	7	10	19	76	75
3	8	23	20	8	9	19	19	5	17	20	148	148
計	388	347	362	226	239	317	274	305	281	290	3,029	2,994

犬猫 合計	615	498	485	350	388	457	385	411	307	354	4,250	3,784
----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

# 公社管内図



	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	合計
人口	822,736	479,650	496,776	89,540	1,888,702
世帯数	299,365	181,550	179,600	39,048	699,563
登録犬数	63,931	32,860	35,387	5,294	137,472

注：人口、世帯数は平成24年4月1日推計値

登録犬数は平成24年3月31日現在